

プレスリリース

2020年5月15日



厚生労働省「ものづくりマイスター」電気溶接職種認定基準の改訂について
—認定対象要件に全国溶接技術競技会の成績優秀者が加わる—

一般社団法人 日本溶接協会

厚生労働省の「ものづくりマイスター」制度は全 111 職種を対象としており、中小企業や若年者への技能伝承に大きな役割を果たしていることはご存知の通りです。

「ものづくりマイスター」の認定基準では技能検定 1 級以上の取得が基本となりますが、技能検定には電気溶接がないため溶接技能者が「ものづくりマイスター」になることは非常に難しい状況にありました。参考までに過去 3 年間の電気溶接職種における「ものづくりマイスター」の認定実績を添付しますが、他の職種と比較して非常に少ない状況が見て取れます。

そこで厚生労働省の委託を受けた中央技能振興センター（中央職業能力開発協会）では第 3 者委員会による厳正で公平な審議の結果、令和 2 年 3 月 17 日付で「ものづくりマイスター」認定基準を改定し、電気溶接職種の認定要件として「一般社団法人日本溶接協会が実施する全国溶接技術競技会の成績優秀者（優秀賞まで）」が追加されることとなりました。

本改正でより多くの優れた溶接技能者が「ものづくりマイスター」に認定され、全国における溶接技能の伝承に弾みがつくものと期待します。

尚、全国溶接技術競技会における成績には特段の有効期限を設けていないとのことですので、過去の競技会での成績も対象となります。

過去 3 年間の電気溶接職種における「ものづくりマイスター」認定者数

	電気溶接職種「ものづくりマイスター」認定者数
令和元年度	2名
平成30年度	7名
平成29年度	8名

以上